

当院は、「コンタクトレンズ検査料Ⅰ」の  
施設基準に適合している旨、  
近畿厚生局長に届出を行っています。

※ コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料が算定されます。

初 診 料	291点
再 診 料	75点
コンタクトレンズ検査料Ⅰ	200点

※ 厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

診療医師名：吉岡 達也

眼科診療経験：令和8年1月1日現在、23年の経験を有しています。

※ 上記についてご不明な点をご遠慮なくお尋ね下さい。

坂井市立三国病院 眼科